

入札公告

上峰町公告第110号

下記のとおり、条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6及び上峰町財務規則第133条の規定に基づき公告する。

令和8年8月26日

上峰町長 武廣 勇平



記

1 担当部局

〒849-0123

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所319番地4

上峰町教育委員会事務局生涯学習課生涯学習係

電話 0952-52-3833

2 入札に付する事項

- (1) 工事名 上峰町民センタープロジェクター設置工事
- (2) 仕様等 仕様書及び設計書（以下「仕様書等」という。）による。
- (3) 予定工期 契約締結日から令和8年10月28日まで
- (4) 工事場所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所319番地4
- (5) 予定価格 7,174,500円（税抜）
- (6) 最低制限価格 有

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 本工事の公告日から落札決定までの間に、国、佐賀県及び上峰町から指名停止措置等を受けていないこと。
- (4) 本工事の公告日において、上峰町に令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、受付を完了していること。

- (5) 建設業法第3条の規定により電気通信工事に係る建設業許可を受けていること。
- (6) 本店、支店もしくは営業所が佐賀県又は福岡県内にあること。
- (7) 官公庁等が発注したプロジェクター設置工事について、元請としての施工実績があること。ただし、当該施工実績は平成28年4月1日以降に工事が完了し、引渡しが進んでいるものであること。
- (8) 上峰町暴力団排除条例（平成24年上峰町条例第6号）第2条第1項第1号から第4号までに定める者でないこと。

4 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和8年8月26日（水）から令和8年9月7日（月）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (2) 申請時間 午前9時から午後5時まで（事前に連絡し申請すること）
- (3) 提出先 上記1による
- (4) 提出方法 持参による提出のみとする。
- (5) 提出書類
 - ア 条件付き一般競争入札参加申請書（指定様式）
 - ※ 申請書には申請日現在における申請者の現況（住所・商号又は名称・代表者等）を記載すること。
 - ※ 指定様式は上峰町ホームページからダウンロードすること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問について
 - 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問することができる。
 - ア 質問方法 添付様式により作成し、Eメールにて提出すること。
 - イ 質問先 上記1に同じ。
 - ウ 質問期限 令和8年9月2日（水）午後5時00分まで
- (2) 回答について
 - 回答については、質問者へ回答する。同様の質問が多い場合は町のホームページで公表する場合もある。

6 入札の手続等

- (1) 入札方法
 - 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入

札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額を除いた金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

日時 令和8年9月10日（木）午後2時00分

場所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所319番地4

上峰町民センター2階201会議室

(3) 提出方法

上記(2)の指定日時の前日午後5時00分までに、上記1の担当部局宛て、封入封印した入札書を直接持参により提出すること。（郵送及び電送による提出は認めない。）

(4) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状を提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 開札

ア 開札は、上記(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

(6) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

ア 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札

イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 明らかに連合によると認められる入札

オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札

キ 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札

ク 以下のいずれかに該当する入札書による入札

- ・ 記名押印のない入札書
- ・ 入札金額を訂正した入札書
- ・ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
- ・ 要領を知得することができない入札書
- ・ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
- ・ 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

ア 入札者が連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

上峰町財務規則第137条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

(9) 1者入札の取扱い

入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

(10) 支払条件

ア 前金払い なし

イ 部分払い なし

7 その他

(1) 入札保証金 要

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を入札前までに納付しなければならない。

ただし、上峰町財務規則第135条第2項各号の一に該当するときは、入札保証金を免除することがある。

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消す。

ただし、上峰町財務規則第157条第4項各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札公告、仕様書等について疑義がある場合は、所定の方法により質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は町長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に町長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において町長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 町長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 使用する言語及び通貨

入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。